

## 吹田市立山田市民体育館及び吹田市立目俵市民体育館附帯駐車場管理運営事業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、吹田市立山田市民体育館及び吹田市立目俵市民体育館附帯駐車場管理運営事業者を公募にて募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

### 2 公募対象となる物件

	物件名称	所在地	使用面積	駐車台数	最低使用料 (月額)
1	吹田市立 山田市民体育館	吹田市山田西 3丁目84番1号	約1,975㎡	58台(内障がい 者用2台)	421,000円 (2施設合計)
2	吹田市立 目俵市民体育館	吹田市目俵町 1番11号	約3,366㎡	平面：56台 立体：28台	

### 3 事業者の選定

#### (1) 選定方法

本募集要項第4項に掲げる必要な資格を満たした応募事業者の中から、行政財産の使用料の徴収に関する条例、同条例施行規則の規定により吹田市が算出した最低月額使用料以上で最高の金額を提示した事業者を決定事業者とします。

なお、最高額を提示した事業者が複数の場合は、くじ引きにより決定します。

#### (2) 無効要件

価格提案の内、次のいずれかに該当するものは無効とします。

- ア 本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの。
- イ 応募事業者の記名押印がないもの。
- ウ 本市が指定する様式を用いないで提案したもの。
- エ 応募事業者が2以上の価格提案したときは、その全部のもの。
- オ 提案価格又は応募業者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- カ 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- キ 不正な行為によるもの。

### 4 応募資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 申込受付期間中、「吹田市指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 最近3年間において、継続して駐車場の管理運営に関する業務実績を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けていないこと。
- (6) 吹田市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 本募集要項の内容を遵守できること。
- (8) 応募申し込み時点で吹田市入札参加資格審査登録事業者であること。

5 使用許可にあたっての条件等  
別紙仕様書のとおり

6 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送で申し込む場合

**申込受付期間 令和6年（2024年）1月9日（火）～  
令和6年（2024年）1月22日（月） 必着**  
送り先 〒564-8550（住所地番記入不要）  
吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室 宛

イ 持参する場合

**申込受付期間 令和6年（2024年）1月9日（火）～  
令和6年（2024年）1月22日（月）**  
【午前9時～正午、午後0時45分～午後5時30分】  
なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

提出先 吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室

(2) 必要な書類

ア 応募申込書（吹田市所定様式）

イ 誓約書（吹田市所定様式）

(3) その他

電話、ファクシミリ、インターネットによる受付は行ないません。

7 質問書の受付

本募集に関する質問がある場合は、質問書を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年（2024年）1月9日（火）～令和6年（2024年）1月11日（木）  
午後5時00分 必着

(2) 受付方法

質問書により E-mail でのみ受け付けます。

(3) 提出先

吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室  
E-mail アドレスは、本募集要項第13項問合せ先に記載  
※ 電話、口頭による質問は一切受け付けしません。

8 質問書に対する回答

質問書に対しては、まとめて令和6年（2024年）1月17日（水）に吹田市ホームページで回答しますので、必ず確認してください。

なお、回答した内容については本要項に基づくものであり、回答内容の未確認等によって事業者が被った損失について本市は一斉の責めを負いません。

## 9 選定結果

本選定の結果は、令和6年（2024年）1月24日（水）に決定事業者へ通知の上、吹田市ホームページ上にも掲載します。

### 10 行政財産目的外使用の申請

本選定で決定事業者となった者は、時間貸駐車場を整備するにあたって関係法令の遵守と関係機関からの指導・助言を受け、調整、協議を図ったうえで、「行政財産使用許可申請書」を速やかに提出してください。

### 11 決定事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定事業者としての資格を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 決定事業者が応募事業者の資格を失った場合
- (3) 決定事業者が応募要件に違反した場合
- (4) その他決定事業者が使用許可の相手方として不適当と認められる場合

### 12 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一斉の費用については、決定事業者の負担とします。
- (2) 応募事業者は、本案件の選定決定後に選定結果又は本要項の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

### 13 提出先及び募集に関する問合せ先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室（担当：村上・大村）

電話 06-6384-2394

FAX 06-6368-9908

E-mail [spo-shisetsu@city.suita.osaka.jp](mailto:spo-shisetsu@city.suita.osaka.jp)